

【歯科】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）

区分・項目等	指 摘 内 容
1 診療に関する事項 (1) 診療録等 ①診療録	○診療録の記載に当たっては次の点に留意すること。 ・診療録は保険請求の根拠であることを認識し、診療を担当した歯科医師は診療の都度、遅滞なく必要な事項の記載を十分に行うこと。
(1) 診療録等 ①診療録	○レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。 ・診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。 ・診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。 ・手書きで加筆する場合に、加筆に必要な空行を設けず、印字横の空欄に記載している。
(1) 診療録等 ①診療録	○診療録第1面の記載について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・開始年月日・終了年月日・転帰・口腔内所見に係る記載がない又は不十分。 ・1口腔単位でなく診療の都度に傷病名が追加されている。
(1) 診療録等 ①診療録	○診療録第2面の記載について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・症状・所見・処置内容・指導内容・検査結果・治療方針・点数・連合印象の使用材料名・歯内療法時の使用薬剤名・麻酔時の使用薬剤名・麻酔時の薬剤使用量の記載がない、記載が不十分又は記載が画一的。
(1) 診療録等 ①診療録	○診療録の記載方法、記載内容について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・診療行為の手順と異なる記載がある。 ・二本線で抹消せず塗りつぶし、修正液等による訂正がある。 ・訂正又は追記した者、内容、日時等が不明である。
(1) 診療録等 ①診療録	○保険医療機関の責務として診療録上で診療実日数及び合計点数の月締めを行い診療録に記載するとともに、レセプトとの突合確認に活用すること。
(1) 診療録等 ①診療録	○診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科衛生士）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。
(1) 診療録等 ②歯科技工指示書等	○歯科技工指示書の記載内容（設計・作成の方法・使用材料・歯科医師の氏名及び医療機関の所在地・歯科技工所の名称及び所在地）に不備が見られたので、改めること。
(1) 診療録等 ②歯科技工指示書等	○歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない例が見られたので、改めること。

【歯科】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）

区分・項目等	指 摘 内 容
1 診療に関する事項 (2) 基本診療料 ①初診料、再診料等	○歯周病等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している場合に、算定できない歯科初診料を算定している例が認められたので、改めること。
(3) 医学管理料等	○歯科疾患管理料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目の管理計画において、診療録に患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）、口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報の記載がない、記載が不十分又は記載が画一的。 ・ 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。 ・ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、診療録に当該管理に係る要点の記載がない、記載が不十分又は記載が画一的。 ・ 明らかに1回で治療が終了し、歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況や生活習慣の改善目標等を踏まえた継続的管理が行われていない場合に、算定できない歯科疾患管理料を算定している。 ・ 歯周病に罹患している患者に対して、歯周病検査の結果を踏まえた治療方針等を含んだ管理計画を作成していない。
(3) 医学管理料等	○歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。
(3) 医学管理料等	○文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容（患者の基本状況（基礎疾患、服薬、生活習慣等）＜初回用のみ＞、口腔の状態（口腔内の状況、歯や歯肉の状態、口腔機能の問題等）、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等（これまでの治療＜継続用のみ＞、改善目標、治療の予定等））について、記載がない、記載が不十分又は記載が画一的な例が見られたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
(3) 医学管理料等	○長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容（患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点）について、記載がない、記載が不十分又は記載が画一的な例が見られたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

【歯科】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）

区分・項目等	指 摘 内 容
1 診療に関する事項 (3) 医学管理料等	○歯科衛生実地指導料について、次の不適切な例が認められたので、改めること。 ・ 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない又は記載が不十分。 ・ う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘又は患者自身によるブラッシングを観察した上でのプラーク除去方法の指導を実施していない。 ・ 情報提供文書に記載すべき内容（指導等の内容、口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）、指導の実施時刻（開始時刻及び終了時刻））について、画一的に記載している又は記載が不十分。
(3) 医学管理料等	○新製有床義歯管理料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・ 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。 ・ 情報提供文書に記載すべき内容（欠損の状態、指導内容等の要点）について、画一的に記載している又は記載が不十分。
(4) 画像診断	○必要性の認められない歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影及び歯科用3次元エックス線断層撮影を行っている例が認められたので、改めること。
(4) 画像診断	○歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影及び歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない、画一的に記載している又は記載が不十分な例が見られたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
(5) 投薬等 ①投薬	○医薬品医療機器等法の承認事項（適応（効能・効果）、用法（用法・用量））からみて、次の不適切な投薬が見られたので、改めること。 ・ 過剰投与、適応外投与。
(5) 投薬等 ①投薬	○投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めること。
(6) 歯周治療 ①検査、診断等	○「歯周病の治療に関する基本的な考え方（令和2年3月 日本歯科医学会）」を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
(6) 歯周治療 ①検査、診断等	○歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載がなく又は記載が不十分であり診断根拠や治療方針が不明確な例が見られたので、改めること。
(6) 歯周治療 ①検査、診断等	○歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、歯周治療を終了している又は補綴治療に着手している例が見られたので、治癒の判断、治療計画の修正等を的確に行うこと。

【歯科】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）

区分・項目等	指 摘 内 容
1 診療に関する事項 (6) 歯周治療 ①検査、診断等	○歯周病検査について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・歯周ポケット測定及び歯の動揺度検査の結果記載が不適切な歯周基本（精密）検査。
(6) 歯周治療 ①検査、診断等	○臨床所見、画像診断所見、処置内容、症状経過等から判断して、必要性の認められない歯周精密検査を実施している例が認められたので、改めること。
(6) 歯周治療 ②処置、手術等	○必要性の認められないスケーリング・ルートプレーニングを実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。
(6) 歯周治療 ②処置、手術等	○歯周病安定期治療について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない又は管理計画書を患者又はその家族等に提供していない。 ・管理計画書に記載すべき内容（歯周病検査の結果の要点、歯周病安定期治療の治療方針）について、画一的に記載している又は記載が不十分。
(6) 歯周治療 ②処置、手術等	○歯周病重症化予防治療について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・歯周病重症化予防治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない又は管理計画書を患者又はその家族等に提供していない。 ・管理計画書に記載すべき内容（歯周病検査の結果の要点、歯周病重症化予防治療の治療方針）について、画一的に記載している又は記載が不十分。
(7) 処置等 ①歯内療法	○加圧根管充填処置について、実際の根管数に基づかずに、根管充填を含む一連の根管治療の算定をしている不適切な例が見られたので、改めること。
(7) 処置等 ①歯内療法	○加圧根管充填処置について、次の例が見られたので、改めること。 ・緊密な根管充填を行っていない。 ・歯科エックス線撮影で緊密な根管充填が行われていることを確認していない。
(7) 処置等 ②その他	○う蝕処置について、次の不適切な例が見られたので改めること。 ・診療録に記載すべき内容（算定部位ごとの処置内容等）について、記載がない又は記載が不十分。
(7) 処置等 ②その他	○歯ぎしりに対する口腔内装置の取扱いについて、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・口腔内装置を用いた治療を行っている場合に、診療録に記載すべき内容（症状、所見等）について、記載がない又は記載が不十分。

【歯科】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）

区分・項目等	指 摘 内 容
1 診療に関する事項 (8) リハビリテーション	○歯科口腔リハビリテーション料1（有床義歯の場合）について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・診療録に調整部位又は義歯に係る指導内容等に係る記載がない又は記載が不十分。
(9) 手術	○拔牙手術(難拔牙加算、埋伏歯)、歯根嚢胞摘出手術、歯周外科手術（歯周ポケット搔爬術、歯肉剥離搔爬手術）における症状、所見、手術内容、術後経過 について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が見られたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
(9) 手術	○歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難拔牙加算を算定している例が認められたので、改めること
(9) 手術	○口腔内消炎手術について、手術部位、症状及び手術内容の要点に関する診療録記載がない又は不十分な例が見られたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
(10) 麻酔	○伝達麻酔、浸潤麻酔における麻酔薬剤の名称、使用量について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が見られたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
(11) 歯冠修復及び欠損補綴 ①欠損補綴	○補綴時診断料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・診療録に製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計に係る記載がない、記載が不十分又は記載内容が実態と異なっている。
(11) 歯冠修復及び欠損補綴 ①欠損補綴	○補綴時診断料を算定した場合は、補綴物の診断設計に基づき、患者に装着する予定の補綴物について、義歯、ブリッジ等の概要図、写真等を用いて患者に効果的に情報提供すること。
(11) 歯冠修復及び欠損補綴 ①欠損補綴	○有床義歯修理について、診療録に記載すべき内容(修理内容の要点)の記載が不十分又は記載が画一的な例が見られたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
(12) 在宅医療 ①歯科訪問診療料等	○歯科訪問診療料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・歯科訪問診療の都度、診療録に記載すべき内容（開始及び終了時刻、訪問先（開始時及び変更時）、歯科訪問診療の際の患者の状態等）を記載していない、記載が不十分又は記載が画一的。
(12) 在宅医療 ①歯科訪問診療料等	○歯科疾患在宅療養管理料について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・管理計画に記載すべき内容（全身の状態、口腔の状態、口腔機能の状態、管理方法の概要、必要に応じて実施した検査結果の要点等）について、画一的に記載している又は記載が不十分。
(13) 保険外診療	○保険診療から保険外診療又は保険外診療から保険診療に移行した場合には、診療録に移行した旨をそれぞれ記載すること。

【歯科】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）

区分・項目等	指 摘 内 容
2 請求事務等に関する事項	
(1) 診療報酬請求 ①総論的事項	○審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。
(1) 診療報酬請求 ②保険外併用療養費	○金属床総義歯、う蝕に罹患している患者の指導管理の取扱い等について、次の不適切な例が見られたので、改めること。 ・事前に報告していない。
(1) 診療報酬請求 ③届出事項等	○次の届出事項について変更が見られたので、届出事項に変更があった場合には、速やかに厚生労働省北海道厚生局医療課に届け出ること。 ・保険医の異動 ・標榜診療科目、標榜診療日又は標榜診療時間
(1) 診療報酬請求 ③届出事項等	○院内掲示について、次の不適切な事項が見られたので、改めること。 ・保険医療機関である旨の掲示がない。 ・届け出している施設基準の掲示がない又は不十分。 ・明細書発行に関する状況に係る院内掲示を行っていない又は不十分。
(1) 診療報酬請求 ③届出事項等	・個人情報の取扱いについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日通知、令和4年3月1日改正 個人情報保護委員会 厚生労働省）を参考に掲示を行うこと。
(2) 一部負担金等	○一部負担金について、審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。